

測定方法の特定と明確性要件

弁護士法人関西法律特許事務所 知的財産法研究会 弁護士 **村林 隆**一 弁護士 **田上 洋平**

裁判例 知財高判平成26年3月26日 (平25(行ケ)第10172号) (裁判所ホームペーシ知的財産裁判例集)

本論稿では、甘味閾値の測定方法が明細書に記載されていなかったことから、特許法36条6項2号(明確性要件)違反が問題となった裁判例を取り上げる。

第1. 裁判例の事案の概要と判示

1. 事案 (概略)

本件は、発明の名称を「渋味のマスキング方法」とする特許第3938968号について無効審判請求を行った原告が、請求不成立審決であったことからその審決の取り消しを求めた審決取消訴訟である。

被告は、原告の無効審判請求に対し訂正請求を行った。訂正前の特許請求の範囲に記載の発明 (訂正前発明)と、訂正後の特許請求の範囲に記載の発明(訂正発明)は次のとおりである。

(1) 訂正前発明

【請求項1】茶、紅茶及びコーヒーから選択される渋味を呈する飲料に、スクラロースを、該飲料の0.0012~0.003重量%用いることを特徴とする渋味のマスキング方法。

(2) 訂正発明

【請求項1】 茶、紅茶及びコーヒーから選択される渋味を呈する飲料に、スクラロースを、該飲料の $0.0012\sim0.003$ 重量% <u>の範囲であって、甘味を呈さない量</u>用いることを特徴とする渋味のマスキング方法。

(3) 争 点

本件の争点は、①訂正要件違反、②明確性要件違反、③実施可能要件違反、④サポート要件違 反、⑤進歩性の欠如、⑥手続違背(特許法153条 2 項違反)である。

しかしながら、本件で判断したのは①訂正要件違反、②明確性要件違反の二点であるため、以下、本稿ではこの2点のみについて論じる。